

## 記載上の注意事項

### 1 基本事項

- (1) 「結果」欄の該当するものに 印を付けること。なお、事業場に関係のない項目は斜線を引くこと。
- (2) 「結果」欄が『否』に該当する場合で、項目の内容に代わる措置を講じている場合は備考欄へ簡潔に記載すること。
- (3) 自主点検の頻度は、少なくとも年1回実施することが望ましい。

### 2 「取扱責任者」関係

の「危害防止規定に定められた毒物劇物取扱責任者不在時の管理体制に基づき管理がなされているか。」とは、取扱責任者不在時においても同様の管理が行えるよう『代行者』を指定して管理に当たらせること等が考えられる。代行者は取扱責任者と同等の資格を有することが望ましいが、法的な規制ではないため、その職歴、経験年数、教育訓練状況、学歴等を総合的に考慮したうえで、責任をもって任せることのできる者を指定することで差し支えない。

### 3 「毒物劇物の取扱い」関係

「1. 盗難・紛失の防止措置」の の「委託者は必要な措置を受託者が講じていることを実際に確認しているか」とは、受託者に任せきりにするのではなく、委託者が責任をもって受託者が講じた措置を確認する必要があるということである。確認は受託者からの報告書面等で確認することでも差し支えないが、現場での確認も定期的に行うことが望ましい。

### 4 「危害防止規定」関係

- (1) 事業場で別途策定している保安規定等がある場合で、危害防止規定に記載すべき事項がすべて網羅されている場合は、毒物劇物に限定した危害防止規定を別途策定する必要はないが、危害防止規定に記載すべき事項がどの文書に記載されているかが容易にわかるような対比表などを作成しておくこと。
- (2) 「危害防止規定」と「盗難防止規定」を1つの文書として作成しても差し支えない。
- (3) 「1. 危害防止規定<詳細項目>」の の教育訓練の頻度は各事業場で規定した回数で差し支えないが、年1回以上実施することが望ましい。また、教育訓練は実効性を定期的に評価したうえで計画的に実施することが望ましい。

## 参 考

### 1 「廃棄」関係

#### 【施行令第40条に定める基準】

中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。

法第11条第2項に規定する政令で定める物

- 一 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（シアン含有量が1リットルにつき1ミリグラム以下のものを除く。）
- 二 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で10倍に稀釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までのものを除く。）

ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。

可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。

前各号により難しい場合には、地下1メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

### 2 「運搬貯蔵等の基準」関係

#### 【令別表第2に掲げる毒物劇物】

黄燐

四アルキル鉛を含有する製剤

無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの

弗化水素及びこれを含有する製剤

アクリルニトリル

アクロレイン

アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

塩素

過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素6%以下を含有するものを除く。）

クロルスルホン酸

クロルピクリン

クロルメチル

硅弗化水素酸

ジメチル硫酸

臭素

硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

ニトロベンゼン

発煙硫酸

ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

【規則第 13 条の 4 に規定する標識】

0.3メートル平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示したもの

【厚生労働省令で定める保護具】

1	黄燐	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 酸性ガス用防毒マスク
2	四アルキル鉛を含有する製剤	保護手袋（白色のものに限る。） 保護長ぐつ（白色のものに限る。） 保護衣（白色のものに限る。） 有機ガス用防毒マスク
3	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 青酸用防毒マスク

4	弗化水素及びこれを含有する製剤	1の項に同じ
5	アクリルニトリル	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 有機ガス用防毒マスク
6	アクロレイン	前項に同じ
7	アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 アンモニア用防毒マスク
8	塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	1の項に同じ
9	塩素	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 普通ガス用防毒マスク
10	過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素6%以下を含有するものを除く。）	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡
11	クロルスルホン酸	1の項に同じ
12	クロルピクリン	5の項に同じ
13	クロルメチル	5の項に同じ
14	硅弗化水素酸	1の項に同じ
15	ジメチル硫酸	1の項に同じ

16	臭素	9の項に同じ
17	硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	1の項に同じ
18	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	10の項に同じ
19	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	10の項に同じ
20	ニトロベンゼン	5の項に同じ
21	発煙硫酸	1の項に同じ
22	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	5の項に同じ
23	硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	10の項に同じ